

インフラメンテナンス国民会議九州フォーラム

「テックシニアーズ」活動規約

（活動の目的）

第1条 インフラメンテナンス国民会議九州フォーラム（以下、九州フォーラムと呼ぶ）内に新設する「テックシニアーズ」は、九州地域において地方自治体が維持管理する公共土木インフラ（当面は橋梁等の土木構造物を対象とする。）の点検診断及び補修補強対策等に関する技術全般について、その技術支援を目的に活動する。

（技術支援の内容）

第2条 技術支援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）国土交通省等が定める技術基準、各種便覧、指針、研究成果等に基づく技術的助言及び技術情報の収集提供（点検診断、補修設計、材料選定、施工に関わる事項等）
- （2）地方自治体が開催する講習会等への講師の派遣
- （3）その他

（支援の対象）

第3条 支援の対象は、九州地域の地方自治体とする。

（支援の申し込み）

第4条 支援を受けようとする自治体は、九州フォーラムのホームページから技術支援依頼カード（様式第1号）を九州フォーラム事務局宛に提出しなければならない。

（支援の対象外）

第5条 支援内容が次に該当するものは、支援の対象外とする。

- （1）各施設管理者が主催するメンテナンス会議等の取り組みと競合する事項
- （2）学協会及び各種団体等の取り組みと競合する事項
- （3）実業務（点検作業、補修設計作業、施工管理作業等）を伴う技術支援
- （4）営利を伴う支援活動

（責任の所在）

第6条 地方自治体の施設管理者は、九州フォーラムの技術的助言等を参考に維持管理事業の実施に係る意思決定を行い、その結果について責任を負う。

（活動費用）

第7条 テックシニアーズの技術支援活動はボランティア活動を基本とするが、旅費（交通費、宿泊費、出張手当）及び必要経費（事務経費、情報収集経費、労働災害保険等）は、細則第1条で定める金額を担当技術アドバイザーが支援依頼者に請求する。

（守秘義務）

第8条 支援要請者から得た情報等は、守秘を徹底する。

なお、支援要請者が情報等の守秘について覚書の締結を希望する場合は、両者で協議し必要な書面を取り交わす。

(技術アドバイザー)

第9条 「テックシニアーズ」に所属する技術アドバイザーは、**細則** 第2条で定める公的資格、実務経験年数、職歴、現在の立場等を満たし、九州フォーラム企画運営会議で承認された者とする。

(技術支援の流れ)

第10条 技術支援の流れは、**細則** 第3条で定めるとおりとする。

2. 技術支援作業は、支援内容の把握、技術助言等の検討・整理、レビュー会議、レポートの作成等の順に実施する。
3. 詳細な支援内容の確認等は、選任された技術アドバイザーが行う。

(技術支援の打合せ等)

第11条 技術支援の方法は、メール等の電子媒体の使用を原則とするが、初回打合せ、現地調査、中間打合せ、最終報告等を支援要請元に出向いて行う必要があると判断する場合は、支援要請者と第7条に定める活動費用も含め協議し決定する。

(技術支援の成果物)

第12条 技術アドバイスの内容は、要点を簡潔にまとめた技術レポート(A4かA3版一枚程度)を電子媒体で提出する。技術レポートには技術的根拠や参考とした基準等の出典を明記すると同時に、公表された参考文献等も可能な範囲で添付する。

(技術助言成果の品質確保)

第13条 技術助言成果の品質を確保するため、次の取り組みを実施する。

- (1) 技術助言等を行う技術アドバイザーは、2名以上の編成を原則とする。
- (2) 支援要請者に報告を行う前に、担当技術アドバイザーとは別の技術アドバイザー複数名によるレビュー会議を開催し、報告内容の妥当性を確認する。

(技術支援中の災害)

第14条 技術アドバイザーは、技術支援中に労働災害等の発生が懸念される場合は、事前に労災保険に加入する。

(活動報告)

第15条 「テックシニアーズ」の活動報告は、支援要請を行った地方自治体の事前了解を得た上で、定期的に九州フォーラムのホームページに掲載する。なお、掲載する際は、対象事案等が特定されないように配慮する。

付則

(実施時期)

第1条 この規約は、令和2年4月1日から発効する。

細則

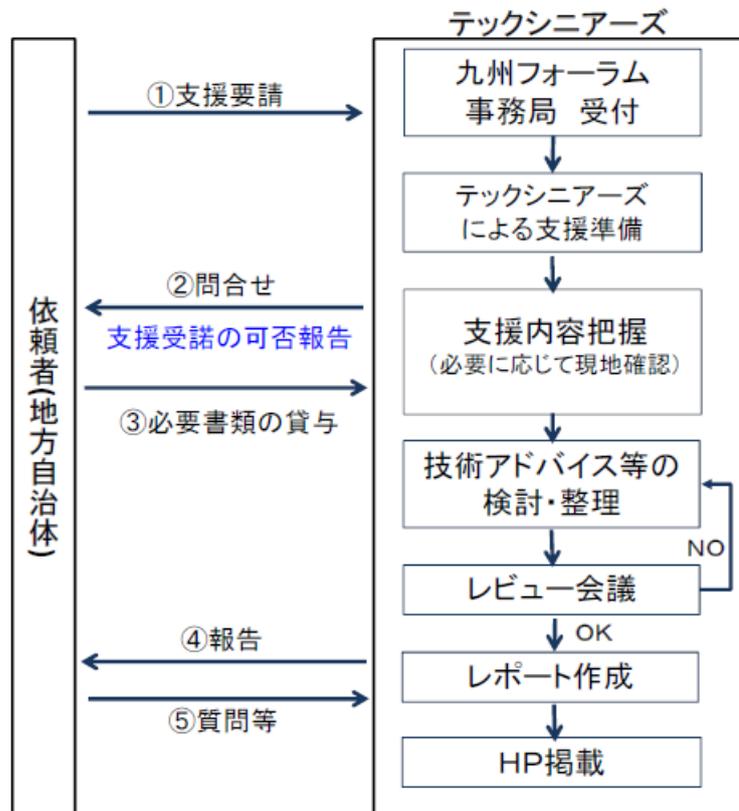
第1条 活動費用の請求

- (1) 交通費 : 実費請求 (航空機、新幹線、タクシー等)
- (2) 宿泊費 : 一泊当たり 10,000 円
- (3) 出張手当 : 一日当たり 5,000 円
- (4) 事務用経費 : コピー代、写真代、資料の送付代金等 (一業務当たり 5,000 円)
- (5) 情報収集経費: 費用が発生する文献等の入手 (実費の請求)
- (6) 労災保険の加入費用 (実費の請求)
- (7) その他

第2条 技術アドバイザーの資格要件

公的資格	実務年数	職歴	現在の立場
博士(工学) 技術士(総合技術監理部門) 技術士(建設部門)(水道部門) 鋼構造及びコンクリート/土質及び基礎/河川及び砂防/トンネル/港湾及び空港/トンネル/道路/海岸・海洋	20年以上の 経験を有する こと	橋梁等の土木構造物を 対象にした、維持管理 計画、点検診断、補修 計画、補修設計、材料 選定、補修・補強の施工 等の職歴があること。	原則として、 常勤で民間 企業等に所 属していない こと。
道路橋点検士 コンクリート診断士 コンクリート構造診断士 土木鋼構造診断士			
RCCM (上記、技術士に求める該当分野) 特別及び上級土木技術者 海洋・港湾構造物維持管理士			
特定道守及び道守コース 構造物の補修・補強技士 一級構造物診断士			

テックシニアーズ 技術支援の基本的流れ



技術支援依頼カード

1. 所属
2. 役職
3. 氏名 (ふりがな) :
4. 連絡先
 - ① TEL :
 - ② E-Mail :
5. 対象とする構造物の構造諸元 (構造形式、構造物の規模、適用材料、適用基準、その他)
6. 竣工年次
7. 設置位置
8. 添付資料 (関連する各種台帳、一般図、構造図、損傷個所の写真等)
9. 相談内容
10. 技術助言の希望期限